

◎新潟県告示第300号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年4月新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、令和8年4月1日から実施した。

令和8年4月10日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
4 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。） (1) (略) (2) 取り扱う収納の事務の範囲 ア 自動車税及び個人事業税の収納の事務（株式会社ゆうちょ銀行の定める自動払込みの方法による場合に限る。） イ・ウ (略)	4 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。） (1) (略) (2) 取り扱う収納の事務の範囲 ア 自動車税の種別割及び個人事業税の収納の事務（株式会社ゆうちょ銀行の定める自動払込みの方法による場合に限る。） イ・ウ (略)